

公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）別記第二十四号様式

その一

何年何月何日

執 行

何選挙投票所投票録

何投票区

1 投票所開設場所								
2 投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日				
3 投票管理者	氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等			
			午前何時～午後何時		職務代理（管掌）者 氏 名 午前何時～何時 事由何々			
4 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由		
市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時		午前（後）何時何分 事由何々		
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
			(参会時刻)					
5 投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名						
7 投票の状況	選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投 票 者	投票所における投票者		不 在 者 投 票 者		
				総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
	(男)							
	(女)							
(計)								
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)					
(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(4) 点字により投票をした者	人							
(5) 代理投票	選 挙 人	補 助 者						
	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)				
	代理投票者数							人
(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	投票総数	票 内					受 理 と 決 定 し た も の	票
							不 受 理 と 決 定 し た も の	票
	不受理又は拒否の決定を受けた者							
	不受理の決定を受けた者	(氏名)						
	代理投票の拒否の決定を受けた者							(氏名)
(7) 投票拒否の決定をした者			選 挙 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由		仮 投 票 の 有 無		
	法第50条の投票の拒否							

	法第 48 条の代理投票の拒否			
8 投票所事務従事者	総数 何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は公職選挙法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
- 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び 7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした法第 49 条の規定による投票の送致を受けた場合又は公職選挙法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日

執 行

何選挙共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
2	共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3	投票管理者	氏 名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖					
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名				
7	投票の状況	投 票 者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)				
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	選 挙 人	補 助 者				
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)		
		代理投票者数					人
(6)	投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		法第50条の投票の拒否					
		法第48条の代理投票の拒否					
8	共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
					2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者

に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。

- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

その三

何年何月何日

執 行

何選挙期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2)	期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	期日前投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖					
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)		
		代理投票者数					
(6)	投票拒否の決定をした者			選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
		法第50条の投票の拒否					
		法第48条の代理投票の拒否					
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
					2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏名

投票立会人 氏名

備考

- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務

代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事由を記入すること。

- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和23年総理庁令第29号）別記様式

その一

何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査投票所投票録

何投票区

1	投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）											
2	投票所の変更	年	月	日	場	所	事	由	告	示	年	月	日
3	投票管理者	氏 名		選任年月日	職 務 時 間		参会時刻		職務を代理等した者の氏名等				
					午前何時～ 午後何時				職務代理（管掌）者 氏 名 午前何時～何時 事由何々				
4	投票立会人	党 派	氏 名		選任年月日	立 会 時 間		参会時刻		辞職の時刻及び理由			
(1)	衆議院小選挙区 選出議員の選挙 における投票立 会人で審査にお ける投票立会人 となつた者					午前何時～ 午後何時				午前（後）何時何分 事由何々			
(2)	投票管理者の選 任した者				(参会時刻)								
					(参会時刻)								
5	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖											
6	投票箱、投票録及 び選挙人名簿を 開票管理者に送 致すべき投票立 会人	党派 氏名											
7	投票の状況	選挙人名 簿登録者	審 査 当 日 有 権 者	投 票 者	投票所における投 票者		不 在 者 投 票 者						
					総 数	仮投票に よる投票 者	総数	不受理の決 定を受けた 者の数	拒否の決定 を受けた者 の数				
		(男)											
		(女)											
(計)													
(1)	投票用紙 再交付者	(氏名) (再交付の事由)											
(2)	決定書又は判決 書により投票を した者	(氏名)											
(3)	不在者投票の用 紙及び封筒を返 還して投票した 者	(氏名)											
(4)	点字により投票 をした者	人											
(5)	代理投票	審 査 人			補 助 者								
		(氏 名)			(氏 名)			(氏 名)					
		代理投票者数 人											

(6)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者が送致を受けた不在者投票	投票総数	票 内		受理と決定したもの	票	
					不受理と決定したもの	票	
	不受理又は拒否の決定を受けた者						
	不受理の決定を受けた者	(氏名)					
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)					
(7)	投票拒否の決定をした者		審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否					
		国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
8	投票所事務従事者	1 市区町村選挙管理委員会書記		何人			
		総数	何人	内	2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
- 審査人の氏名のみの記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「審査当日有権者」には、期日前投票を行つた者のうち審査の期日までの間に審査権を有しなくなつたものも含まれるものであること。
- 投票所における投票者の総数と不在者投票の総数の計を「投票者」欄に記載すること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び7(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日

最高裁判所裁判官国民審査共通投票所投票録

執 行

1 共通投票所開設場所							
2 共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日			
3 投票管理者	氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等		
			午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々		
4 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞職の時刻及び理由	
(1) 衆議院小選挙区選出議員 の選挙における投票立会 人で審査における投票立 会人となった者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々	
(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)				
			(参会時刻)				
5 共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖						
6 投票箱、投票録及び選挙 人名簿を開票管理者に送 致すべき投票立会人	党派 氏名						
7 投票の状況	投 票 者			仮投票による投票者			
	(男)						
	(女)						
	(計)						
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)			(再交付の事由)			
(2) 決定書又は判決書により 投票をした者	(氏名)						
(3) 不在者投票の用紙及び封 筒を返還して投票した者	(氏名)						
(4) 点字により投票をした者				人			
(5) 代理投票	審 査 人		補 助 者				
	(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)		
	代理投票者数		人				
(6) 投票拒否の決定をした者			審 査 人 の 氏 名	拒 否 の 事 由	仮 投 票 の 有 無		
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第50条の投票の拒否						
	国民審査法第26条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第48条の代理投票の拒否						
8 共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記			何人
				2 市区町村の職員			何人
				3 その他の者			何人

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備 考

- 1 この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 2 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 公職選挙法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。

その三

何年何月何日
 執 行

最高裁判所裁判官国民審査期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市（区）役所（何町村役場）（何の場所）					
(2)	期日前投票所における審査の期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票管理者	氏 名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者 氏 名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	衆議院小選挙区選出議員の選挙における投票立会人で審査における投票立会人となつた者				午前何時～ 午後何時		午前（後）何時何分事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参 会 時 刻)			
				(参 会 時 刻)			
5	期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
6	投票の状況	投 票 者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名)		(再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
(5)	代理投票	審 査 人	補 助 者				
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)			
		代理投票者数 人					
(6)	投票拒否の決定をした者			審査人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
		国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 50 条の投票の拒否					
		国民審査法第 26 条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法第 48 条の代理投票の拒否					
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
					2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 2 審査人の氏名のみ記載では、審査人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）別記第十九号様式

その一

何年何月何日

執 行

何選挙投票所投票録

何投票区

1	投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場) (何の場所)							
2	投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日				
3	投票管理者	氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等			
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者 氏 名 午前何時～何時 事由何々			
4	投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参会時刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由		
	(1) 市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々		
	(2) 投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
				(参会時刻)					
5	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派 氏名							
7	投票の状況	選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投票者	投票所における投票者 (在外選挙人を除く。)		不在者投票者(在外選挙人を除く。)		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
	(計)								
	(1) 投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)							
	(2) 決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
	(3) 不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
	(4) 点字により投票をした者	人							
5	代理投票	選 挙 人	補 助 者						
		(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)	(氏 名)				
		代理投票者数	人						
6	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	投票総数	票 内	受 理 と 決 定 し た も の	票				
				不 受 理 と 決 定 し た も の	票				
		不受理又は拒否の決定を受けた者							
		不受理の決定を受けた者	(氏名)						
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)							
7	投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名	拒 否 の 事 由	仮 投 票 の 有 無				
		法第50条の投票の拒否							
		法第48条の代理投票の拒否							
8	在外選挙人の投票の状況	在外選挙人名簿登録者	選 挙 当 日 有 権 者	投 票 者 (イ + ロ + ハ)					
	(男)								

	(女)						
	(計)						
	投票所における投票者（在外選挙人に限る。）	不在者投票者（在外選挙人に限る。）			在 外 投 票 者		
	総数 (イ)	仮投票による投票	総数 (ロ)	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数	総数 (ハ)	不受理の決定を受けた者の数 拒否の決定を受けた者の数
(1) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	投票総数		票 内 受 理 と 決 定 し た も の 不 受 理 と 決 定 し た も の			票 票	
	不 受 理 又 は 拒 否 の 決 定 を 受 け た 者						
	不 受 理 の 決 定 を 受 け た 者			(氏名)			
	代 理 投 票 の 拒 否 の 決 定 を 受 け た 者			(氏名)			
(2) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の2の投票	投票総数		票 内 受 理 と 決 定 し た も の 不 受 理 と 決 定 し た も の			票 票	
	不 受 理 又 は 拒 否 の 決 定 を 受 け た 者						
	不 受 理 の 決 定 を 受 け た 者			(氏名)			
	代 理 投 票 の 拒 否 の 決 定 を 受 け た 者			(氏名)			
(3) 備 考							
9 投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記			何人
				2 市区町村の職員			何人
				3 その他の者			何人

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載しなければならない。
- 選挙人の氏名のみ記載では選挙人を確認することが困難である場合は、住所等を記載して確認することができるようにしなければならない。
- 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者のうち選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 「7 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「7 投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を記載しなければならない。
- 「8 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 「8 在外選挙人の投票の状況」欄の「投票者」欄は、投票所における投票者の総数、不在者投票者の総数及び在外投票者の総数の計を記載しなければならない。
- 在外選挙人について、指定在外選挙投票区の投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8(3)備考」欄に、「7(1)」欄から「7(5)」欄まで又は「7(7)」欄の記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務

代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事由を記入すること。

- 12 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 13 投票管理者又は投票立会人を交替した場合は、引継ぎに係る書類を添付しなければならない。
- 14 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 15 指定関係投票区等である場合は、「7 投票の状況」欄の「不在者投票者」欄及び「7(6)」欄に斜線を引かなければならない。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした法第 49 条の規定による投票の送致を受けた場合又は公職選挙法施行規則第 15 条の 2 第 3 項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。
- 16 法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 17 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項がある場合は、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日

執 行

何選挙共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所					
2	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3	氏 名	選任年月日	職 務 時 間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
			午前何時～ 午後何時		職務代理（管掌）者 氏 名 午前何時～何時 事由何々	
4	党 派	氏 名	選任年月日	立 会 時 間	参 会 時 刻	辞 職 の 時 刻 及 び 理 由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者			午前何時～ 午後何時		午前（後）何時何分 事由何々
(2)	投票管理者の選任した者		(参 会 時 刻)			
			(参 会 時 刻)			
5	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
6	投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人		党 派 氏 名			
7	投 票 者			仮投票による投票者		
	(男)					
	(女)					
	(計)					
(1)	投票用紙再交付者		(氏名) (再交付の事由)			
(2)	決定書又は判決書により投票をした者		(氏名)			
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者		(氏名)			
(4)	点字により投票をした者		人			
(5)	選 挙 人		補 助 者			
	(氏 名)		(氏 名)		(氏 名)	
		代理投票者数 人				
(6)	投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
	法第50条の投票の拒否					
	法第48条の代理投票の拒否					
8	投 票 者			仮投票による投票者		
	(男)					
	(女)					
	(計)					
		備 考				
9	共通投票所事務従事者		1 市区町村選挙管理委員会書記			何人
	総数 何人 内		2 市区町村の職員			何人
			3 その他の者			何人

何年何月何日調製

投票管理者（職） 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 「7 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 7 「8 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 8 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「8 在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「7(1)」欄から「7(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 法第 55 条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 12 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 17 に準ずる。

その三

何年何月何日

執行 何選挙期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場) (何の場所)					
(2)	期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	期日前投票所開閉時刻	午前	何時開始	午後	何時閉鎖		
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	投票用紙再交付者	(氏名) (再交付の事由)					
(2)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(3)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(4)	点字により投票をした者	人					
5	代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)	
		代理投票者数 人					
6	投票拒否の決定をした者			選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
		法第50条の投票の拒否					
		法第48条の代理投票の拒否					
7	在外選挙人の投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
		備考					
8	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人	
					2 市区町村の職員	何人	
					3 その他の者	何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏名

投票立会人 氏名

備考

- 1 この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行つた時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行つたとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行つたときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をすることとなつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会つた時間を記載すること。
- 6 「6 投票の状況」欄は、在外選挙人以外の選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 7 「7 在外選挙人の投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。
- 8 在外選挙人について、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所において、投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、郵便等による在外投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、点字により投票をした者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7 在外選挙人の投票の状況」欄の「備考」欄に、「6(1)」欄から「6(6)」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。
- 9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 17 に準ずる。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行規則（平成14年総務省令第9号）別記様式第一号

その一

何年何月何日
 執 行

何選挙投票所投票録

何投票区

1	投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)							
2	投票所の変更	年	月	日	場	所	事由	告示年月日	
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等			
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々			
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由		
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々		
				(参会時刻)					
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)					
5	投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖							
6	投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派 氏名							
7	投票の状況	選挙人名簿登録者	選挙当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
					総数	仮投票による投票者	総数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
		(男)							
		(女)							
		(計)							
(1)	電磁的記録式投票機を用いて投票をした者	人							
(2)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)						
(3)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)							
(4)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)							
(5)	点字により投票をした者	人							
(6)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選挙人	補助者						
		(氏名)	(氏名)	(氏名)					
	代理投票者数	人							
(7)	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選挙人	補助者						
		(氏名)	(氏名)	(氏名)					
	補助を行わせた者の数	人							
(8)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選挙人	補助者						
		(氏名)	(氏名)	(氏名)					
	代理投票者数	人							
(9)	投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	投票総数	票	内	受理と決定したもの	票	票		
					不受理と決定したもの				
		不受理又は拒否の決定を受けた者							
	不受理の決定を受けた者	(氏名)							
	代理投票の拒否の決定を受けた者	(氏名)							
(10)	投票拒否の決定をした者	選挙人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無			
		公職選挙法第50条の投票の拒否							
	公職選挙法第48条の代理投票の拒否								
8	投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記	何人			
					2 市区町村の職員	何人			
					3 その他の者	何人			

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
 投票立会人 氏名
 投票立会人 氏名

備考

- この様式は、投票所における投票録の様式である。
- 指定投票区若しくは指定関係投票区等である場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市区町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。
- 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「選挙当日有権者」には、期日前投票を行った者で選挙の期日までの間に選挙権を有しなくなったものも含まれるものであること。
- 投票所における投票者の総数と不在者投票者の総数の計を「投票者」欄に記載すること。

- 6 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 7 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事由を記入すること。
- 8 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 9 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 10 署名をする投票管理者及び投票立会人は、投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 11 指定関係投票区等である場合には、この様式中「不在者投票者」欄及び7(9)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした公職選挙法第49条の規定による投票の送致を受けた場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
- 12 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあつては、「6 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 13 この様式に掲げる事項のほか、投票管理者において、投票に関し緊要と認める事項があるときは、これを記載すること。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

その二

何年何月何日

執 行

何選挙共通投票所投票録

1	共通投票所開設場所						
2	共通投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告 示 年 月 日		
3	投票管理者	氏 名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻	辞職の時刻及び理由
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時		午前(後)何時何分 事由何々
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	共通投票所開閉時刻	午前何時開始 午後何時閉鎖					
6	投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	党派	氏名				
7	投票の状況	投票者		仮投票による投票者			
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	電磁的記録式投票機を用いて投票をした者	人		備考			
(2)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)				
(3)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(4)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(5)	点字により投票をした者				人		
(6)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数	人				
(7)	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		補助を行わせた者の数	人				
(8)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
		代理投票者数	人				
(9)	投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		公職選挙法第50条の投票の拒否					
		公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
8	共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 何人 2 市区町村の職員 何人 3 その他の者 何人		

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏 名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 氏 名

投票立会人 氏 名

備考

- 1 この様式は、共通投票所における投票録の様式である。
- 2 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 3 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。
- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管理者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となった事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、共通投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 法第13条の2の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行わない場合には、その旨及び法第12条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第86条の4第5項から第7項までに規定する事由が生じた日時を7(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
- 9 公職選挙法第55条ただし書に規定するときにあっては、「6 投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体、投票機及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱、投票の電磁的記録媒体、投票を複写した電磁的記録媒体及び投票機を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。
- 10 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考13に準ずる。

その三

何年何月何日
 執 行

何選挙期日前投票所投票録

1	期日前投票年月日	何年何月何日					
2	期日前投票所設置の状況						
(1)	期日前投票所開設場所	何市(区)役所(何町村役場)(何の場所)					
(2)	期日前投票所を設ける期間	何年何月何日から何年何月何日まで					
3	投票管理者	氏名	選任年月日	職務時間	参会時刻	職務を代理等した者の氏名等	
				午前何時～ 午後何時		職務代理(管掌)者氏名 午前何時～何時 事由何々	
4	投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間	参会時刻 辞職の時刻及び理由	
(1)	市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～ 午後何時	午前(後) 何時何分 事由 何々	
(2)	投票管理者の選任した者			(参会時刻)			
				(参会時刻)			
5	期日前投票所開閉時刻	午前 何時開始		午後 何時閉鎖			
6	投票の状況	投票者			仮投票による投票者		
		(男)					
		(女)					
		(計)					
(1)	電磁的記録式投票機を用いて投票をした者		人	備考			
(2)	投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)				
(3)	決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)					
(4)	不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)					
(5)	点字により投票をした者	人					
(6)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
代理投票者数		人					
(7)	電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせた者	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
補助を行わせた者の数		人					
(8)	電磁的記録式投票機を用いた代理投票以外の代理投票	選挙人	補助者				
		(氏名)	(氏名)	(氏名)			
代理投票者数		人					
(9)	投票拒否の決定をした者		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無		
		公職選挙法第50条の投票の拒否					
		公職選挙法第48条の代理投票の拒否					
7	期日前投票所事務従事者	総数	何人	内	1 市区町村選挙管理委員会書記 2 市区町村の職員 3 その他の者	何人 何人 何人	

何年何月何日調製

投票管理者(職) 氏名
 我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。
 投票立会人 氏名
 投票立会人 氏名

備考

- この様式は、期日前投票所における投票録の様式である。
- 選挙人の氏名のみ記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。
- 「職務時間」欄には、投票管理者を交替することとしている場合において選任の際職務を行うこととされた時間又は投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合にその投票管理者が実際に職務を行った時間を記載すること。

- 4 投票管理者に事故があり、若しくは投票管理者が欠けた場合において職務代理者が職務を行ったとき又は投票管理者及び職務代理者に共に事故があり、若しくはこれらの者が共に欠けた場合において職務管掌者が職務を行ったときは、「職務を代理等した者の氏名等」欄にこれらの者の氏名、職務時間及び代理等をする事となつた事由を記入すること。
- 5 「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が降職をした場合にその投票立会人が実際に立ち会った時間を記載すること。
- 6 投票管理者又は投票立会人を交替した場合には、引継ぎに係る書類を添付すること。
- 7 署名をする投票管理者及び投票立会人は、期日前投票所の閉鎖時において選任されている投票管理者及び投票立会人とする。
- 8 法第 13 条の 2 の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行わない場合には、その旨及び法第 12 条の規定により読み替えて適用される公職選挙法第 86 条の 4 第 5 項から第 7 項までに規定する事由が生じた日時を 6(1)の欄の「備考」欄に記載すること。
- 9 この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考 13 に準ずる。